

令和8年4月14日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県町村会
会長 木村 俊雄

特別市の法制化に反対する要望について

現在、指定都市市長会を中心に、いわゆる特別市の法制化を目指す動きが活発化し、第34次地方制度調査会においても議論が始まっている。

特別市制度は、指定都市が都道府県の区域外となり、都道府県とは別の新たな地方自治体の設立を目指すものである。この制度のもと、神奈川県内の3指定都市が特別市となれば、神奈川県を分断することとなり、県の広域的な調整機能が損なわれ、由々しき事態が生じることが容易に想像できる。

特に財政面への影響は看過できない。特別市が県の区域外となることで、その財源が減少し、県単独補助金や広域的なインフラ整備など町村への補完・支援機能が縮小する。町村行政にとって非常に大きな負担増となる。

加えて、例えば広域犯罪に対応する警察事務や、危機事象への対応など県による広域調整機能に支障をきたしかねず、住民サービスが低下するおそれがある。また、すべての神奈川県民の暮らしを支える水源環境保全・再生施策は、将来にわたり県と県内市町村が一丸となって取り組むことが求められる。

今後、県内も町村を中心に人口減少が進み、人的資源不足等が深刻化していく中、持続可能な行政運営を実現していくことが大きな課題となっている。県と県内市町村が連携し、水平連携、垂直補完など様々な手法を活用しながら課題の解決に取り組んでいくことが必要不可欠である。

よって、地域の分断を招く特別市の法制化については、神奈川県町村会として反対する。